

物品・印刷の取引業者の皆様へ

本県では、平成20年12月の県出先機関における不適正な会計処理等を踏まえ、適正な会計処理のための様々な取組を進めているところですが、取引業者の皆様方におかれましても、このような趣旨を御理解いただき、次の事項について御協力をいただきますようお願いいたします。

1 適正な物品等の納入と納期の厳守等について

物品等の納入に関し、納期の厳守をお願いします。特に、納入期限が3月末となっているものが4月に納入されると、自治体の会計上、翌年度納入となり、適切な会計処理に支障をきたすこととなります。県としても早期発注に努めておりますが、納期の厳守については、特に御留意ください。

また、物品等の見積書、納品書及び請求書には、必ず日付を記載するよう併せてお願いいたします。

2 本県の物品等の調達事務に係る調査への協力について

県の物品等の調達事務が適正に行われていることを確認するため、皆様方の帳簿や納品台帳等の調査をさせていただくことがあります。その際には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

3 物品等の調達に関する確認等について

県の物品等の調達事務に関し疑義があるときは、発注課（所）に御確認いただくとともに、不適正と思われる事案が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、下記連絡先に御相談ください。

香川県出納局会計課 総務・契約指導グループ 087-832-3630

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ 087-832-3631